

H23・24 震災復興研究

RA -05 「東日本大震災後の東北6県の中小企業の経済的実態と復旧・復興に関する報告書」の概要 被災地における経済復興への課題－中小企業の経済的困難の現状分析を通じて－

研究代表者：総合政策学部 准教授 金子友裕

＜要　旨＞

本研究では、被災地における中小企業の経済的被害の把握や復旧・復興の現状を把握するため、2011年度及び2012年度の2度にわたり東北税理会所属の税理士に対しアンケート調査を行った。この結果では、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）では、若干であるが復旧・復興に向かっていると考えられ、この復旧・復興を進ませた因子は、融資の十分性、復興特需以外の売上変化、補助金等の有用性であること等が明らかになった。

1 研究の概要（背景・目的等）

2011年3月11日14時46分に発生した東日本大震災¹⁾により、東北地方は大きな被害を被った。東日本大震災は、マグニチュード9.0という巨大なエネルギーのものであり、宮城県で震度7を記録し、岩手県においても震度6弱を記録した。また、東日本大震災では、大津波の発生が被害を拡大させた。福島県相馬市で9.3m、岩手県宮古市で8.5m等の非常に高い津波が、沿岸部に大きな被害を与えた²⁾。さらに、東日本大震災による大津波は、福島原子力発電所の事故を引き起こし、広範囲に原子力被害を与えた。

東日本大震災では、経済的にも大きな被害を受けている。例えば、岩手県復興局『岩手県東日本大震災津波復興計画復興基本計画』（2011年8月）によると「産業被害は、全体で6,087億円となっている。内訳をみると、水産業・漁港被害が漁港や漁船、養殖施設、水産加工施設など全般にわたる被害でおよそ3,587億円と最も甚大で、次いで、工業（製造業）被害が890億円、農業被害が589億円、商業（小売・卸売業）が445億円となっている。」とされており、岩手県だけでも6,000億円以上の経済的被害が生じているとされる。

しかし、このような産業に関する直接的な被害（以下、「直接的被害」とする）だけではなく、地震や津波に起因する間接的な原因による被害（以下、「間接的被害」とする）も甚大である。

特に、中小企業は、財務的基盤も弱く、経済的被害が業績の悪化や資金繰りの悪化につながり、最終的には倒産ということにつながりやすい。被災地では、中小企業が経済的に東日本大震災により、どのような原因の、また、どの程度の被害を受けているかは、明白ではない。今後の復旧・復興の議論の中で、中小企業の支援について、何を必要とし、また、その必要なものの優先性は何かを明らかにする必要がある。

このため、本研究では、2011年度及び2012年度の2度にわたりアンケート調査を行った。2011年度にお

いては、東日本大震災から約半年を経過した2011年10月に、東日本大震災により東北中小企業の経済的被害の実態を把握することを目的に、中小企業の税務や財務に詳しい税理士に、中小企業である顧問先³⁾に関する緊急のアンケート調査を行った。

さらに、2012年10月に、再度、税理士にアンケート調査を実施した。ここでは、東日本大震災から1年半を経過し、徐々にではあるが復旧・復興が進んでいる部分と復旧・復興が未だ途上という部分があり、東北中小企業の経済的実態を復旧・復興という観点から調査を行った。

2 研究の内容（方法・経過等）

(1)アンケート調査の対象者

本アンケート調査では、2011年度及び2012年度ともに、東北税理士会に所属する税理士を調査対象者とし、その顧問先である中小企業について回答をお願いした。ここで、中小企業に直接アンケート調査を行うのではなく、税理士にアンケート調査を行ったのは、中小企業と税理士に図1のような関係が見いだせるためである。

このように、税理士は、中小企業に対し、税務的、経営的、及び財務的指導を行い、中小企業の経済状況を把握できる環境にあり、中小企業の経営者以上に経済的実態を理解している可能性がある、また、税理士にアンケート調査を行うことにより、将来の予想等について専門家の目線による回答が得られるというメリットがある。さらに、中小企業に直接アンケート調査を行うことは、既に倒産等により事業を廃止している場合は回答を得られない等の問題があるのに対し、税理士を対象することで事業の廃止等した企業の情報も調査できるというメリットがある。

ただし、税理士は、税理士法に基づく守秘義務が存在するというアンケート調査実施上の問題点がある。この点については、顧問先が特定されるような質問を避ける等の配慮を行うことにより対処した。

1) 気象庁では、東北地方太平洋沖地震と命名しており「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」という表記もあるが、本稿では「東日本大震災」で統一する。

2) 消防庁災害対策本部「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第145報）」（平成24年3月13日）のデータによる。

3) 一般的に、大企業は公認会計士に、中小企業は税理士に依頼するという傾向が強く存在する。

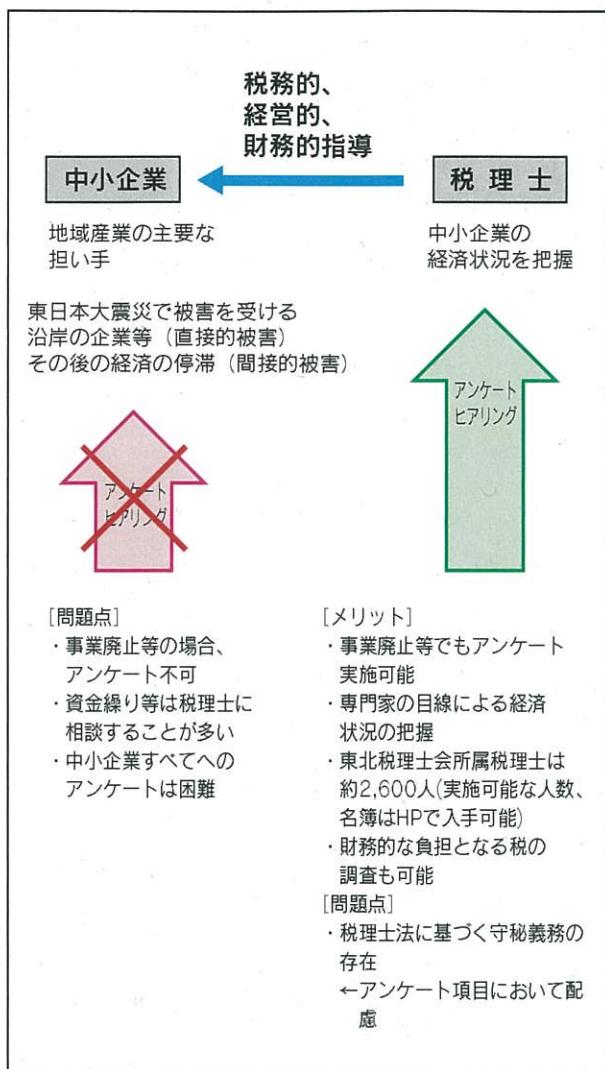


図1 本アンケート調査において想定する関係図

次に、税理士にアンケート調査を行うとして、どの税理士を対象としてアンケート調査を行うかが問題となる。2013年1月末時点で税理士（税理士法人を除く）は73,438⁴⁾人いるが、このうち東北税理士会所属の税理士は2,592人であり（なお、2011年度アンケート調査票作成時点では2,511人であり、2012年度アンケート調査票作成時点では2,535人であった）、アンケート調査の実施が可能な人数である。

また、東北税理士会は、「日本税理士会連合会を構成している全国15の単位税理士会の一つとして仙台市に置かれ、東北六県の支部及び会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的としています」⁵⁾と説明され、東北6県に事務所を有する税理士が所属する税理士会である。このため、東北6県の中小企業における東日本大震災の経済的被害等を調査する目的から、税理士の中でも、東北税理士会所属の税理士を対象とし、アンケート調査を行うこととした。

(2)各年度の調査概要

2011年度及び2012年度の調査概要は表1および表2の通りである。なお、若干の差はあるが、概ね全ての各県から偏りなく回答が回収できた。

表1 2011年度の調査概要

調査対象	・東北税理士会所属の税理士
調査票の配布	・配布日：2011年10月3日 ・配布方法：郵送配布 ・配布数：2,481通
調査票の回収	・回収期日：2011年10月20日 ・回収方法：岩手県立大学金子友裕研究室への郵送回収 ・回収数：921通（無効6通、有効回答915通）
回収率	・37.1% (36.9%)

表2 2012年度の調査概要

調査対象	・東北税理士会所属の税理士
調査票の配布	・配布日：2012年10月20日 ・配布方法：郵送配布 ・配布数：2,535通
調査票の回収	・回収期日：2012年11月5日 ・回収方法：岩手県立大学金子友裕研究室への郵送回収 ・回収数：710通（無効9通、有効回答701通）
回収率	・28.0% (27.7%)

(3)各年度の質問内容

2011年度アンケート調査では、東日本大震災後に緊急の調査を行い被害の実態を把握することを重視し、次のような質問事項を設定した。質問間の関係は図2の通りである。

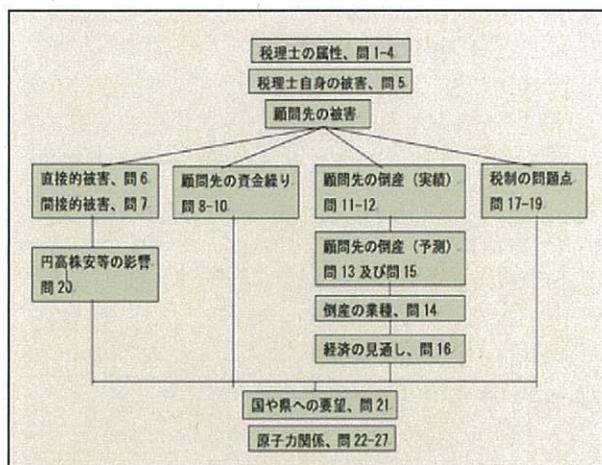


図2 2011年度の質問間の関係

4) 「税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければならない。」(税理士法第18条)とされており、税理士試験の合格等により税理士となる資格を得た後に、日本税理士会連合会に登録されてはじめて税理士となる。この際、事務所の所在する税理士会に所属することになる。

5) 東北税理士会ホームページ <http://www.tohokuzeirishikai.or.jp/outline/index.php> (2013年3月3日アクセス)

2012年度アンケート調査の実施時点において、東日本大震災から約1年半が経過していた。このため、被災の状況については多くの情報が入手可能となり、2011年度アンケート調査のような被害等の実態を把握するための調査の必要性は低下しているものと考えられる。一方、約1年半が経過し、徐々に復旧・復興が進んでいる部分もあれば、なかなか復旧・復興が進まない部分もあるという状態であり、復旧・復興の現状を把握することこそ必要であると考えた。このため、2012年度では、図3のように、アンケートにおける調査項目を変更することとした。

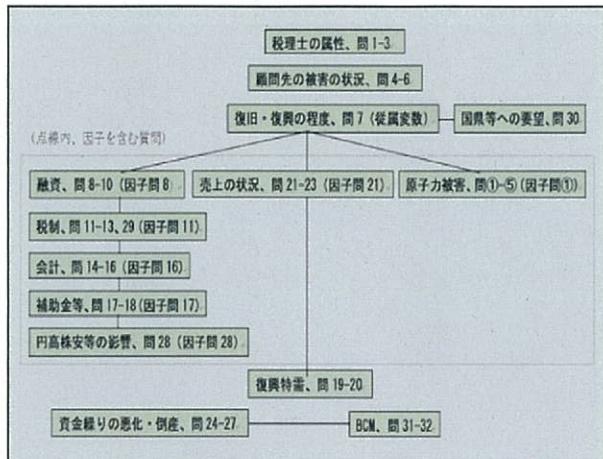


図3 2012年度の質問間の関係と復旧・復興の因子

また、復旧・復興の程度の調査においては、全体として復旧・復興が徐々にでも進んでいるとした場合、どのような要因により復旧・復興が進んでいるのかが重要であると考え、復旧・復興の因子についての分析を行うこととした。これは、本質的に経済的な復旧・復興が進んでいるのか、または、補助金や融資等により一時的に経済的に復興したように見えているだけであるのかを明らかにしようとするものである。

ここで問題となるのが、何が本質的な復旧・復興と考えられるかである。これには完全に合致する因子を見つけることが非常に困難であるが、「復興特需以外の売上変化」(問21)は、一時的な因子ではなく、今後も継続する因子であると考えられる。このため、2012年度アンケート調査では、この「復興特需以外の売上変化」を本質的な復旧・復興の因子と仮定して調査を行った。そして、この1年間の経済状況の変化(問7)を復旧・復興の程度とし、これを従属変数にし、これを本質的な復旧・復興がどの程度説明できるかを回帰分析することとした。

3 これまで得られた研究の成果

本研究においては、本アンケート調査により、次事が明らかになった。なお、本稿では紙幅の関係から(2)に焦点を当て、それ以外は概要を記載することとする。

(1)被害の分析

被災3県とその他3県では直接的被害は大きく異なるが、間接的被害はそれほど大きな差異ではなく、東北6

県において広く東日本大震災の被害が生じている。また、間接的被害を受けている場合、高い相関で現在でも被害が継続している。また、円高株安等の地震津波以外の要因は、直接的被害とは相関がないが、間接的被害とは有意に相関があり、間接的被害と円高株安等は相乗効果を有する。このため、間接的被害と円高株安等については同時に対策を行う必要がある。なお、2011年では、地震津波以外の影響がある場合、間接的被害の大きいが高くなっていた(図4)。

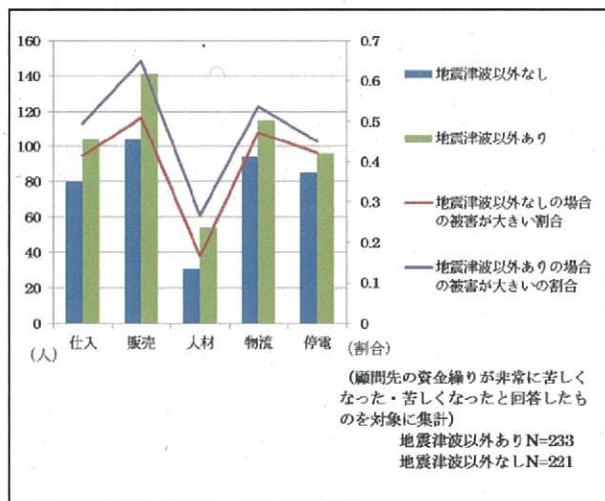


図4 2011年度の地震津波以外の影響の有無による間接的被害の差異

(2)被災3県の復旧・復興の程度と復旧・復興を進ませた因子の分析

表3のように、2012年度において、被災3県については、この1年でわずかであるが復旧・復興に向かっているのに対し、その他3県は、この1年で経済状況がさらに悪化しているという結果であった。その他3県の経済状況を悪化させた最大の因子は、復興特需以外の売上変化であり、今後も経済状況の悪化が懸念される。

表3 2012年度の被災3県における復旧・復興の程度
(人)

	被災3県	その他3県
1. 非常に悪くなった	8	4
2. 悪くなった	71	50
3. やや悪くなった	111	86
4. やや良くなった	187	61
5. 良くなった	65	4
6. 非常に良くなった	8	1
平均	3.56	3.07

そして、2012年度では、被災3県における復旧・復興を進ませた因子に関して、次のような2つの仮説を設定し、検証を行った。

検証する仮説

- 【仮説1】復旧・復興（経済状況の回復）は、本質的な因子（一時的ではない因子）が影響を与えており、今後も復旧・復興が進んでいく。
- 【仮説2】復旧・復興には、一時的な因子も大きな影響を与えており、融資等の対策はもう少し継続する必要がある。

仮説1では、復旧・復興が本質的なものかどうかを検証し、今後復旧・復興が進んでいくのかどうかを明らかにする。仮説2では、復旧・復興に一時的な因子のうちどの因子がどの程度影響を与えていているかを検証し、これにより現状の特別融資、補助金等の対策のうち、どの対策が有効であったかを明らかにする。なお、復旧・復興に影響を与えた一時的な因子を明らかにしたうえで、その因子（対策）がどの程度の期間必要かを分析し、復旧・復興に有効な対策の必要な継続期間を明らかにする。

仮説1及び仮説2の検証のため、回帰分析を行った。このイメージは次の通りである。

回帰分析におけるイメージ

復旧・復興の程度（この1年間の経済状況の変化）
=融資+税制+会計+補助金+復興特需以外の売上
+円高株安等-原子力被害

この回帰分析の結果は、表4の通りである。

表4 被災3県の復旧・復興の程度を進ませた因子の回帰分析^⑥

	標準化されていない係数		標準化係数 ペータ	t値	有意確立
	B	標準誤差			
(定数)	.796	.288		2.763	.006
問8 融資の十分性	.432	.055	.404	7.873	.000
問21 復興特需以外の売上変化	.239	.056	.216	4.234	.000
問17 補助金等の有用性	.083	.042	.101	2.005	.046

注) 因子の投入はステップワイズ法によっている。

ここでは、被災3県における復旧・復興の因子のうち、融資の十分性（問8）、復興特需以外の売上変化（問21）、補助金等の有用性（問17）の3つが貢献していることを表している。この中に、本質的な復旧・復興の因子と仮定した復興特需以外の売上変化も含まれており、仮説1については、被災3県の復旧・復興には、本質的な因子が含まれていることになる。このことから、

現状と同じ状況が続ければ、今後も継続して復旧・復興が進んでいくものと考えられる。

また、仮説2について、復旧・復興の程度を説明する因子には、融資の十分性や補助金等の影響が含まれている。さらに、融資の十分性については、復興特需以外の売上変化よりも影響が大きくなっている。現状の復旧・復興は、特別融資や補助金等の対策によって維持されている部分が大きく、これらの対策が打ち切られた場合、復旧・復興に大きな負の影響が出ることになる。

なお、図5のように、復興特需以外の売上が増加し、復旧・復興を進めている業種には建設業、サービス業、卸売・小売業、不動産業の割合が多い。

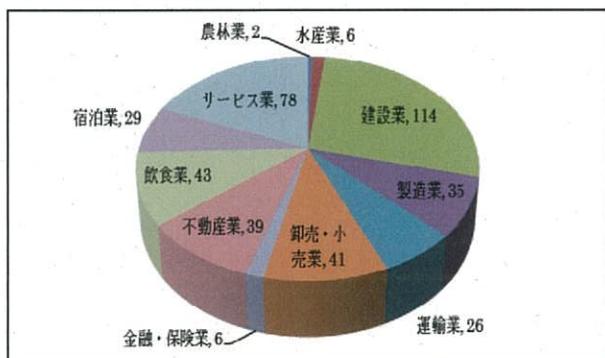


図5 2012年度の被災3県における復興特需以外の売上の増加した業種

復旧・復興に効果のある因子である融資の十分性と補助金等の有用性は、永続できるとは考えにくく、一時的な因子と考えられる。被災3県における期待される期間は、特別融資では、平均2.6年とされ（図6参照）、補助金等の継続も平均2.6年とされている。このため、特別融資や補助金等は2014年度中まで継続することで、本質的な復旧・復興が果たされるまでのサポートができると考えられる。

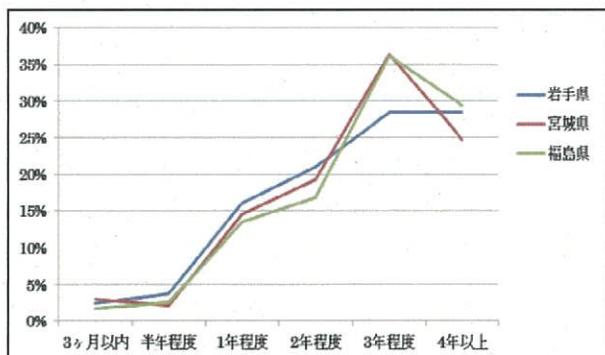


図6 2012年度の被災3県における特別融資を継続すべき期間

また、売上変化には一時的な要因と考えられる復興特需も存在している。復興特需の考えられる業種は、建設業や不動産業が多く、2~3年程度の継続が期待されている。

6) 有意確立5%で因子数が最大となる場合を示している。

(3)災害対策税制の復旧・復興への貢献

回帰分析の結果では、災害対策税制については、被災3県の復旧・復興について十分な説明力を持つ因子はないということになった。しかし、貢献の程度こそ他の因子程ではないながらも、被災3県において有用性が認められる。被災3県の内訳で見ると、宮城県で有用性が高い。このため、都市部に直接的な被害を受けた宮城県には活用しやすい制度であったが、それ以外の県では十分な対策となつていなかった可能性がある。

(4)会計の復旧・復興への貢献

会計も、回帰分析の結果では、被災3県の復旧・復興について十分な説明力を持つ因子ではないということになった。しかし、被災3県では会計についてある程度の有用性が認められ、会社の実態把握や融資や補助金等の申請において貢献があったとされている。また、経営計画等の計画という観点からも会計の有用性の指摘があった。

(5)資金繰りの悪化と倒産実績

税理士の顧問先の中小企業では、資金繰りの悪化が生じており、実際に倒産も発生している。また、倒産企業の業種は、2011年度においては、被災3県では農林水産業が多く、その他3県では建設業が多い。そして、図7および図8のように、2012年度においては、被災3県及びその他3県ともに卸売・小売業の割合が高いが、その他3県では2011年度に引き続き建設業の比率も高くなっている。その他3県における建設業の倒産は、被災3県に建設の資材等が多く用いられるため、その他3県での建設事業が滞ったことが原因と考えられる。

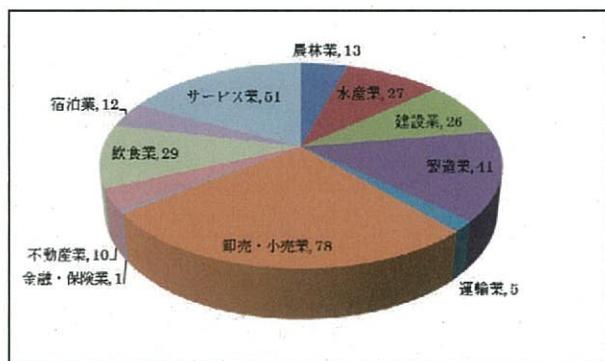


図7 2012年度における被災3県の倒産の業種

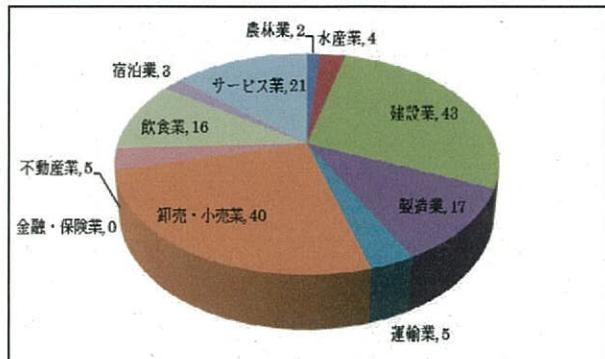


図8 2012年度におけるその他3県の倒産の業種

(6)税理士のBCMへの取り組み

2012年度アンケート調査によるとBCMに取り組んでいるのは約19%にとどまっている。BCMへの取り組みが進まない理由は、中小企業にBCMに取り組む余力がない等が挙げられている。ただし、税理士自身にもBCMが浸透していないことも理由に考えられ、東北の税理士自身がBCMへの関心を持つことで中小企業への貢献を期待したい。

(7)テキストデータの分析結果

自由記述等のコメント(テキストデータ)については、2011年度では10万字を超える記述があり、回答者の必死さが表れている。また、2011年度においては、このテキストデータのすべてを対象について階層別クラスター分析を行った。これをふまえ、コメントを要約すると次のようになる。

税制改正の要望等の税に関するコメントや被災した企業に関する被害の状況の説明や復旧・復興への方策の提示等が多かった。そして、原子力被害に関する多くのコメントがあり、原子力被害の重大さが見て取れる。さらに、融資、補助金等、原子力被害の賠償等の対応に関し、迅速な対応を期待していた。

また、2012年度については、国や県等への要望についてのテキストデータを対象に階層別クラスター分析を行った。この結果は表5及び図9であり、これをふまえ、コメントを要約すると次のようになる。

インフラ整備の遅れが指摘されスピード感をもった対応が求められている。また、地場産業の復興と事業の創出により雇用の創出・促進することへの支援、地域の特徴に基づいた実行可能な政策、被災地の復興計画の早期で着実な実施等の要望があった。さらに、復興予算の適切な使用について指摘も多かった。

表5 2012年度の国や県等への要望における頻出単語
(出現回数)

順位	抽出語	出現回数	順位	抽出語	出現回数
1	復興	92	9	県	27
2	被災	59	11	整備	26
3	企業	59	11	地域	26
4	国	40	13	経済	22
5	予算	31	14	計画	20
5	補助	31	14	実行	20
7	事業	29	16	インフラ	17
8	雇用	28	16	産業	17
9	支援	27	16	地方	17

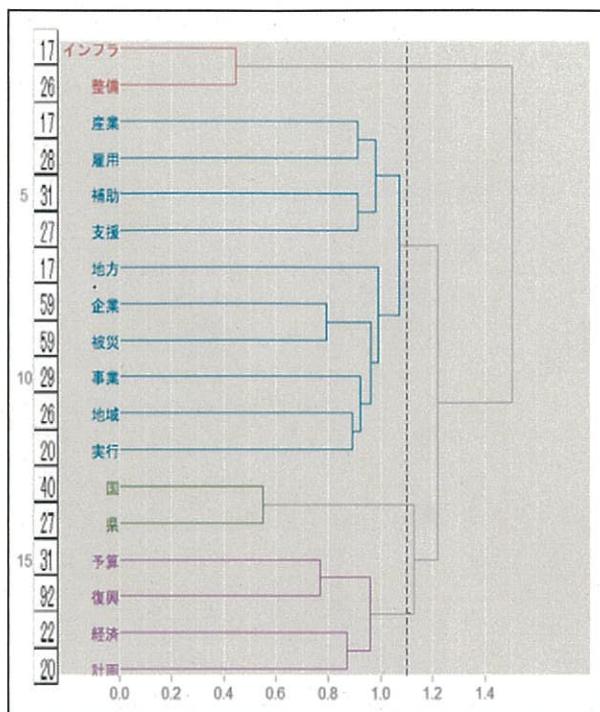


図9 2012年度における国や県等に対する要望へのコメントの階層別クラスター分析

(8)原子力被害

原子力被害については、福島県が被害の中心であることは当然として、風評被害については福島県以外でも被害が広がっている。また、東京電力等の賠償金について十分ではないと感じている。原子力被害については、2011年度だけでなく、2012年度においても将来の経済状況をより悪化させる要因と考えており、現在においても被害が拡大していると考えられている。

4 今後の具体的な展開

本研究は、2012年3月に、2011年度アンケート調査の結果をまとめた中間報告書的位置付けで、『税理士へのアンケート調査を通じた東北中小企業の経済的困難の現状分析報告書』を作成し、岩手県等に提出した。そして、2013年3月に、研究成果を『東日本大震災後の東北6県の中小企業の経済的実態と復旧・復興に関する報告書』にまとめ、東北6県、東北経済産業局、東北税理士会等に提出した。

本研究の限界として、次の2点があり、これらへの対応が今後の課題となる。第1に、税理士法による守秘義務の問題があり、個別事案を具体的に質問することができなかった。このため、復旧・復興等のより詳細な実態はヒアリングを継続することで確認していく必要がある。第2に、税理士にアンケートを行っていることにより、専門家の目線での回答を得られた反面、中小企業の実態を税理士がどのように感じているかを問うものとなっており、中小企業の実態との乖離が生じている可能性があることである。このような税理士を通じたバイアスがどの程度生じているかは、中小企業を直接確認する

より他に方法はない。このため、可能な範囲で中小企業の実態をヒアリングし、本研究との乖離がないかの確認が必要である。

5 その他（参考文献・謝辞等）

本アンケート調査に回答頂いた東北税理士会の税理士の先生方はもちろんのこと、事前及び事後のヒアリングに協力頂いた税理士の先生には、忙しい中時間を頂き、貴重なご意見を頂いた。また、本アンケート調査を報告書にまとめるまでに、下記の学会・研究会等で報告の機会を頂き、多くの質問や意見を頂くことができた。

また、本アンケート調査の実施にあたっては、岩手県立大学地域政策研究センター災害復興研究課題の研究助成及び岩手県立大学総合政策学部から研究助成を受けています。

本研究に関係したすべての人・組織に感謝したい。

（参考）本研究に関連した報告をした学会・研究会等

研究会・学会等	開催場所	日程
日本会計教育学会	熊本学園大学	2011年9月14日
震災とディスクロージャーを考える会	早稲田大学	2011年10月10日
制度会計研究会	名城大学	2011年12月2日
鳥村会計学研究会	明治大学	2011年12月10日
地域政策センター震災復興研究課題報告	岩手県立大学	2012年1月23日
岩手県立大学総合政策学部防災・復興研究会第1回公開フォーラム	いわて県民情報交流センター	2012年2月19日
日本会計研究学会東北部会	福島学院大学	2012年7月21日
震災とディスクロージャーを考える会	岩手県立大学	2012年9月16日
中小企業ベンチャービジネスコンソーシアム	明治大学	2012年11月10日
経営戦略会計研究会	産業経理協会	2013年3月27日
日本ディスクロージャー研究学会(特別プロジェクト報告)	福島学院大学	2013年5月12日